役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人　成仁会

社会福祉法人　成仁会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人成仁会（以下「法人」という。）定款第８条及び第２２条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。

(3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、報酬及び期末手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、同条に定める報酬等は支給しない。

(1) 常勤の役員については、報酬及び期末手当を支給する。

(2) 非常勤の役員及び評議員については、報酬を支給する。

（辞職・退任・死亡者に対する功労金の支給）

第４条　永年在職した常勤の役員に対して、功労金を支給することができるものとする。

(1)功労金の支給に関して、支給、算出基準等は、別に定める。

（報酬等の算定方法）

第５条　常勤の役員に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 報酬　別表第１に定める額

(2) 期末手当　別表第２に定める算式により算出される額

２　非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第３に定める額とする。

３　評議員に対する報酬の額は、別表第４に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第６条　常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に

応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬　毎月２５日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、社会福祉法人成仁会給与規程を準用する。）

(2) 賞与　毎年６月及び１２月（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、社会福祉法人成仁会給与規程を準用する。）

２　非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務があった都度、支給する。

３　報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する名義の金融機関の口座に振り込むことができ得る。

４　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第７条　役員及び評議員が出張する場合は、社会福祉法人成仁会旅費規則に基づき旅費を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第８条 新たに常勤の役員に就任した者は、その日から報酬を支給する。

２　常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の途中における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬の額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りにより計算する。

（端数の処理）

第９条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときは、これを１円に切り上げる。

（公表）

第 10 条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第 12 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附　則

１　この規程は、平成２９年６月１５日から施行する。

2　社会福祉法人成仁会役員報酬規程（平成２０年１２月２２日施行）並びに非常勤役員等報酬規程（平成２９年４月１日施行）は、この規程の実施をもって廃止する。

附　則　この規程は、令和６年９月９日から施行する。

附　則　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１　（第５条第１項第１号関係）

区　　分	役　　職　　名	報　酬　の　額
報酬（月額）	理事長	900,000 円

別表第２　（第５条第１項第２号関係）

区　　分	基　準　日	期末手当の額の算定方法
期末手当	６月１日	報酬（月額）×100 分の 200
	１２月１日	報酬（月額）×100 分の 250

別表第３　（第５条第２項関係）

区　　分	業　務　内　容	報　酬	備　　考
報酬（日額）	理事会への出席	20,000 円	税引後 17,958 円
	法人及び施設業務のための出勤	20,000 円	税引後 17,958 円
	監事が監査のための出勤	20,000 円	税引後 17,958 円

別表第４　（第５条第３項関係）

区　　分	業　務　内　容	報　酬	備　　考
報酬（日額）	評議員会への出席	20,000 円	税引後 17,958 円
	法人及び施設業務のための出勤	20,000 円	税引後 17,958 円